

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。先月28日に、政府は、東京都や大阪府など9都道府県を対象区域とした緊急事態宣言の期限を、今月20日まで延長するとともに、まん延防止等重点措置につきましても、埼玉県など5県の期限を、今月20日まで延長したところであります。

本県では、感染の急拡大には至っていないものの、病床使用率が高止まりしており、変異株への置き換わりが進んでいるなど、危機的な状況が続いております。

県といたしましては、先月28日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、警戒度レベルは県版ステージ 2.5「嚴重警戒」とした上で、これまでの感染防止対策を継続するとともに、感染が急拡大するなどした場合には、警戒度レベルを速やかにステージ3に引き上げ、必要な対策を速やかに実施することとしました。

県民の皆様には、ワクチン接種後も含め、今月20日までの間、県境をまたぐ不要不急の移動を避けることや、県内の移動・外出についても慎重に判断することを要請しております。

また、事業者の皆様には、テレワークや時差出勤、ウェブ会議の活用等による人の流れを抑制する取組への御協力をお願いしておりますほか、飲食店に対しましては、感染防止対策を徹底するため、「とちまる安心認証」の取得をお願いしております。

一方、ワクチン接種につきましては、現在、市町において高齢者に

対して進められているところであり、早期の完了に向けまして、各市町の接種体制を補完するため、県営の接種会場を設置することといたしました。

現在、本県の医療提供体制への負荷が高い状況が続いており、ステージ3とのボーダーラインにあることから、これ以上の感染拡大を何としても食い止めなければなりません。県民や事業者の皆様には、マスクの着用や換気、手洗い等の基本的な感染防止対策はもとより、密閉、密集、密接の徹底した回避や5人以上による飲食・飲酒の自粛等に御協力くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、4月中旬の低温により、県内の広範囲にわたり、受粉時期であったなしを中心に多大な被害が発生いたしました。被害を受けられた農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、今後、市町からの要望を踏まえ、栃木県農漁業災害対策特別措置条例を速やかに適用して参りたいと考えております。

次に、今後5年間の県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」についてであります。

デジタル化の進展、「新たな日常」やSDGsといった我が国が直面する社会環境の変化への対応を新たな視点として取り入れながら、「人材育成戦略」など5つの重点戦略のもと、18のプロジェクトを積

極的に推進し、プランに掲げた将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現を目指して参ります。

次に、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会につきましては、開催まで500日を切り、先月末からは、競技別のリハーサル大会が開始されたところであります。また、来年1月には冬季大会の開催を控え、いよいよ「国体・障スポ」イヤーの幕開けを迎えます。

引き続き、県民総参加による両大会の成功を目指し、市町や関係団体等と連携しながら、開催準備を一層加速させるとともに、地域における花いっぱい運動や両大会に関わるボランティア活動等への県民の自発的な参加を促す「いちご一会運動」を積極的に展開して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例7件、その他の議案6件の計15件であります。このほか報告10件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第4号）は、新型コロナウイルス感染症に関し、中等症・重症患者の受入体制の拡充や軽症者等に対する宿泊療養施設等の確保など、医療提供体制の強化を図るとともに、社会経済活動の維持・活性化を図るため、感染拡大の継続により影響を受けている事業者への支援を行うほか、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであり、歳入歳出予算54億9,716万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金を充てることといたしました。

第2号議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものであります。

第4号議案は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものであります。

第5号議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の全部を改正するものであります。

第6号議案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、栃木県県営住宅条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県人事委員会委員五家正氏の任期が来る7月14日に満了いたしますので、その後任として井澤晃太郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第10号議案から第12号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであり

ます。

第13号議案は工事請負契約の締結について、第14号議案は特定事業契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案の一般会計補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症に関し、各市町のワクチン接種体制を補完するため、県営の接種会場を早急に設置するほか、今後、感染が急拡大した場合に備え、事業者に対する営業時間短縮協力金を確保することについて、緊急的に対応するための補正予算であり、歳入歳出予算56億 2,000万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を充てることといたしました。

この結果、第1号議案と合わせた今会議における一般会計補正予算の額は、111億 1,716万円となり、補正後の予算総額は、1兆 448億 5,523万円となります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

報告第2号から第10号までの9件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。